

### 第3章 フランスの最低賃金制度

#### 1 最低賃金制度

##### (1) 制度の歴史、経緯

「スミック (SMIC)」という略称でフランス人の日常生活に定着している最低賃金の始まりは1950年に遡る。この年の2月11日の法律（「団体協約および労働争議の解決手続きに関する法律」）は賃金に関する自由交渉の原則を謳ったが、同時に、賃金は「業種間保証最低賃金（Salaire minimum interprofessionnel garanti : SMIG）を下回ってはならないと定めた。このSMIGこそがSMICの前身にあたる。SMIGの水準を決定するのは大臣会議（閣議）のデクレによるとされた。これは賃金の決定が労使間の自由な交渉に委ねられるとしても、政府には最低賃金を保証する責務が残されるとの考え方が基本にあったからである。しかし、SMIGは諸賃金の水準や賃金ヒエラルキーを設定することまでは目的としなかった。あくまでもSMIGはソーシャルミニマムを保障するものであり、それゆえ実際の生活費の違いを理由として額には居住地域によって差がつけられたのである。

SMIG導入の年には朝鮮戦争が勃発した。原料価格はまたたく間に高騰し、消費者物価も急上昇した。その結果、1952年7月18日の法律により、SMIGを物価変動に応じて自動的に調整する仕組みが採用された。以降、物価上昇率が5%を超える度にSMIGは見直されることになった。ただしSMIGの見直しは最低4ヶ月の間隔を置くこととされた。

その後、SMIG改定によるインフレ効果を和らげるために、1957年6月16日の法律でSMIGの引上げは物価上昇率が2%を超える度に行うと改められた。また同法では、政府がデクレによりSMIGの額を決定する際に、国民所得も考慮のうちに含めるべきとした点が注目される。もともと、その後もしばらくはSMIGの購買力はほとんど上がらないままだった。

1968年5月に起こったいわゆる「五月革命」が最低賃金制度に決定的な転機をもたらすことになる。かつてない規模に拡大したゼネストを受けて、政府と労使の間では「グルネル協定」をめぐって協議がなされたが、そのなかでSMIGを35%引き上げることがまず決められたのである。そして1970年1月2日の法律でSMIGはSMIC（「業種間一律スライド制最低賃金（Salaire minimum interprofessionnel de croissance）」）に取って代わられることとなった。これは「G」から「C」への単なる呼称の変化にとどまらない、最低賃金の概念そのものの変化を伴った。SMIGが被用者に最低限の生活を保証することだけを目的としていたのに対し、SMICは最低賃金層に国全体の経済発展の果実が配分されるようにすることもその目的に含むことが明示された。それは最低賃金見直しの方法の変更に具体的に現れた。すなわち、SMIC引上げの際には、物価上昇だけでなく、平均賃金の上昇も考慮されることになったのである。当時の立法者は、SMICを梃子に賃金格差の拡大を阻止することを明確に意図していた。

実際、SMICの導入により、最低賃金の購買力は平均賃金のそれとの差を徐々に縮めていった。特に、1972年から1975年にかけてSMICは大幅に引き上げられ、その購買力は28.6%も

上昇した（同時期の平均賃金の購買力の伸びは+17.5%）。その後、1970年代末にはSMICの伸びは抑えられたが、1981年にミッテラン大統領が就任すると、SMICは直ちに10%引き上げられた。

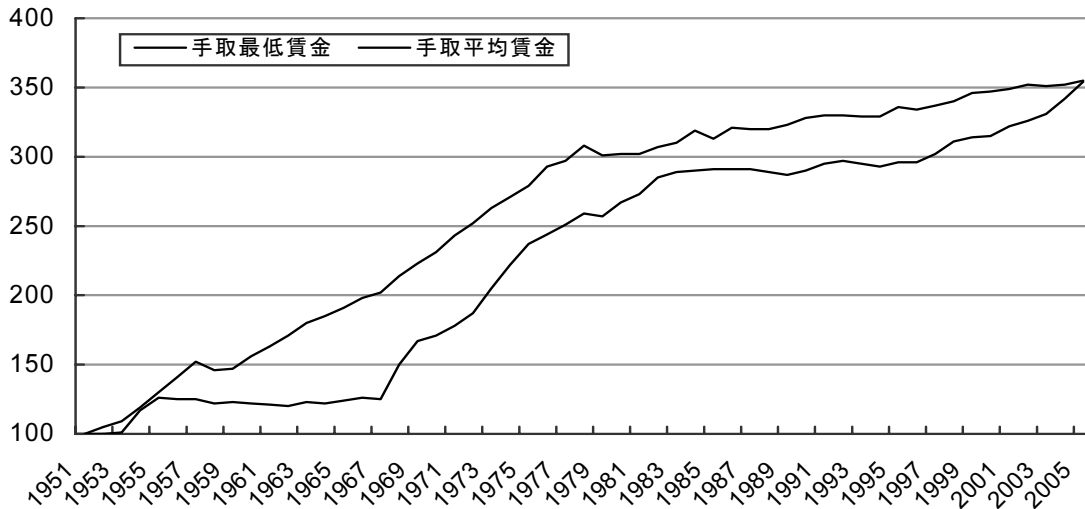
その後、政府の政策がインフレ抑制へと転換されると、1990年に至るまでSMICの上昇率はかなり低く抑えられ、最低賃金雇用者の購買力は伸び悩んだ。1990年代の初めになってようやく、SMICの水準での雇用については諸社会保険料の使用者負担分を軽減する措置がとられたことで、SMIC上昇が再び容認されるようになった。

1990年代末になると、今度はオーブリ法による時短の進行がSMICのメカニズムに支障をきたすことになった。35時間制の原則は、それまで39時間労働していた者の給料をそのままに労働時間を35時間に減らすというもので、それは最低賃金労働者についても同じであった（従業員20人未満の中小企業を除く）。これはSMICを11%上昇させることになり、それを一度に吸収するのは不可能であった。しかも、すべての企業が同時に35時間制へと移行したわけではなかった。そこで、政府は2002年まで毎年7月1日に新たなSMICを設定するという不規則なシステムを採用することを余儀なくされた。その結果、2002年には、オーブリ法以前から存在していたSMICの他に5つの異なるSMICが並存する状況が生じたのである。そのため、最低賃金労働者とひとくちに言っても、実際の賃金額にはばらつきが生じていた。

2002年のフィヨン法によってこの状況に解決が図られることになった。3年の時間をかけて複数あるSMICを単一のSMICへとそろえることが決められたのである。そして2005年7月1日にすべてのSMICは一時間当たり8.03ユーロという額に収斂した。

2007年7月1日、サルコジ大統領に代わって初めてのSMIC見直しでは、政府の自由裁量による後押し分はなく、引上げは法定分に限られた。

平均賃金と最低賃金の購買力の推移（1951=100）



出所：Insee（フランス国立統計経済研究所）

## (2) 最低賃金の決定方式・決定基準

フランスにおいて最低賃金（SMIC）は時間給として設定される。その決定には、以下に挙げる三つのメカニズムが働く。

### ① 物価スライド制

直近のSMIC改定時からの消費者物価上昇率（タバコを除く）が2%を超えた場合、当該消費者物価指数公表の翌月1日にSMICは物価上昇分だけ自動的に引き上げられる（労働法L. 141-3条）。

### ② 国の経済成長とのリンク

SMICは毎年7月1日に、団体交渉全国委員会（Commission nationale de la négociation collective）による答申の後に、大臣会議（閣議）のデクレによって改定される。その際に、SMICの購買力の上昇率は労働者（ブルーカラー）基本時給の購買力の上昇率の半分を下回ってはならないとされている（労働法L. 141-5条）。

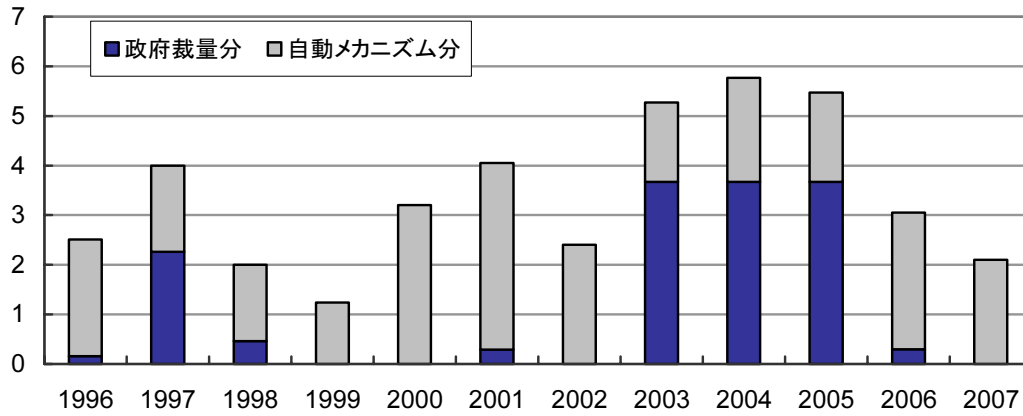
### ③ 政府裁量

政府は、年度中あるいは毎年7月1日のSMIC改定の際に、上記①②のメカニズムから算定される率を超えてSMICを引き上げることができる。これは政府による「後押し分（coups de pouce）」と呼ばれるものである。

1997年以降は、インフレ率が低く推移してきたため、SMICの引上げは年一度、毎年7月1日にこれら三つの要素を合わせて実施されてきた。具体的には、前年5月比の消費者物価上昇率をA、前年3月比の労働者（ブルーカラー）基本時給購買力上昇率をB、政府裁量を $\alpha$ とすると、SMICの改定率は次のように表される。

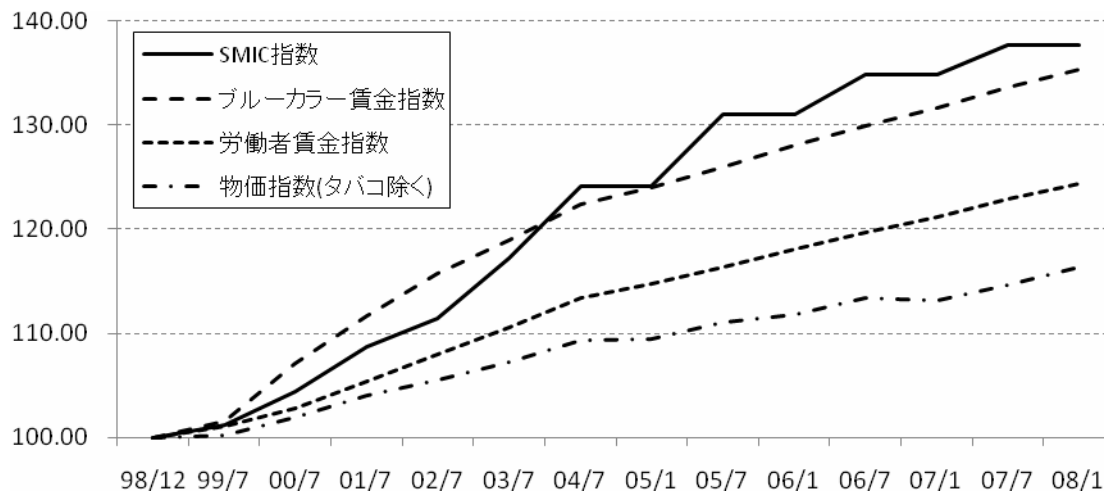
$$\text{SMIC 改定率} = A + 1/2B + \alpha$$

毎年7月1日 SMIC 改定率の推移 (%)



出所：Dares（仏雇用省調査統計局）

SMIC 指数及びその他諸指数の推移（1998年12月=100）



出所：Dares（仏雇用省調査統計局）

### (3) 最低賃金額

SMICは2007年7月1日現在8.44ユーロである。これは諸社会保険料控除前の賃金である。週35時間労働の場合、SMICは月給で1,280.07ユーロとなる。この額はフランス全土で一律である。

1998年以降のSMIC額の推移は以下の表の通りである。

SMIC 額の推移（毎年7月1日改定分）

単位：ユーロ

	時給	月給①（月 151.67 時間労働）	月給②（月 169 時間労働）
1998	6.13		1035.97
1999	6.21		1049.49
2000	6.41		1083.29
2001	6.67		1127.23
2002	6.83		1154.27
2003	7.19		1215.11
2004	7.61		1286.09
2005	8.03	1217.88	1357.07
2006	8.27	1254.28	
2007	8.44	1280.07	

出所：Insee

### (4) 最低賃金の範囲

被用者が賃金として受け取るものの総体のうちには、最低賃金を構成するものとしなないものがある。原則として、最低賃金と見なされるのは、一時間の実働に対する報酬で、賃金を補完する性格を有する現物給付や種々の加算分もそれに含まれる（労働法D.141-3条）。したがって、直接的に労働の対価でないものは最低賃金には含まれない。

最低賃金に含まれるものと含まれないものを大まかに区分すると以下の通りとなる。

最低賃金に含まれる・含まれない賃金の範囲

含まれるもの	含まれないもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>- 基本給</li> <li>- 現物給付</li> <li>- 時短にともなう補償</li> <li>- 給料を補足する性格をもつ種々の加算分（ボーナス、諸手当、実際の支出に相当しない経費精算分など）</li> <li>- チップ、心付け、売上歩合など</li> <li>- 生産高または生産性にともなうボーナス（個人あるいはチーム）</li> <li>- 年末手当</li> <li>- 休暇手当</li> <li>- 多目的手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- 被用者によって負担された経費の精算分</li> <li>- 業務の遂行のために被用者によって支出される費用を埋め合わせることを目的とした一括手当（弁当手当、道具手当、汚染手当、移動手当など）</li> <li>- 残業にともなう賃金割増分</li> <li>- 日曜出勤、休日出勤、夜勤にともなう賃金割増分</li> <li>- 勤続手当、精勤手当</li> <li>- 地理的事情にともなう諸手当（島、ダム、工事現場）</li> <li>- 特殊な労働条件にともなう諸手当（危険、寒冷、不衛生）</li> <li>- 企業全体の生産高、生産性、業績にともなう集団的な手当</li> <li>- 通勤手当</li> </ul>

#### (5) 最低賃金の適用

民間セクターの雇用者で、18歳以上であれば、職業や企業規模に関係なく、一様にSMICが適用される。これは、家庭内労働者、ビルやアパートの管理人、在宅労働者、家事補助者などについても同じである。また、公共セクターの雇用者でも、私法に定める条件で労働する者（嘱託、臨時職員など）についてはSMICが適用される。

一方、労働時間を把握することができない雇用者についてはSMICは適用されない（ある種の販売外交員など）。

#### (6) 最低賃金の減額適用

以下の雇用者については、SMICの減額適用が可能となる。

- ① 18歳未満の雇用者で、当該業種における職歴が6か月に満たない者。この場合の減額率は、雇用者が17歳未満であれば20%、17歳以上18歳未満であれば10%となる。ただし、このケースでのSMIC減額適用はまれである。
- ② 見習契約による若年雇用者および職業化契約（Contrat de professionnalisation）<sup>1</sup>による若年雇用者。見習契約の場合、減額率は年齢と契約経過年数により22%から75%の間となる。職業化契約の場合、減額率は年齢と職能・資格により20%から45%の間となる。ちなみに2007年12月現在、見習契約と職業化契約による若年雇用者数はそれぞれ約41万6,000人と17万3,000人である。

#### (7) 罰則・履行確保措置

SMICを下回って賃金を支払った使用者は、第5級の違警罪（contravention）に相当する罰金刑に処せられる。すなわち、最低賃金違反は被用者ひとりにつき1,500ユーロの罰金となる。

労働関連の法令の遵守は、一般に労働監督局（Inspection du travail）の取締りの対象となる。2005年の統計を見ると、労働監督局は9万42の事業所に対して総計21万6,892回の取締りを実施し、全部で73万6,203件の法令違反を確認した。そのうちSMICに関する法令違反は424件で、労働監督局はさらにそのうちの19件についてのみ調書を検察側に送る措置をとった。また、拡張団体協約に定められた最低賃金に関する条項違反は453件確認されていて、そのうち労働監督局が調書を検察側に送ったものは33件となっている。

---

<sup>1</sup> 職業資格の取得を目指す16～25歳の若年者、26歳以上の求職者が、就業期間を通して希望する職業訓練を受けるもの。対象者は、事業主との間で雇用契約を締結し、その上で職業訓練機関等と訓練協定を結び、訓練を受ける。（出所：厚生労働省「2005～2006年 海外情勢報告」）

## 2 最低賃金の状況

### (1) 最低賃金労働者の実態

フランス労働省によると、農業部門を除く民間セクターの雇用者1,559万人（派遣・臨時労働者を除く）のうち、2007年7月1日現在賃金がSMIC水準にある労働者（以下、「SMIC労働者」という。）は201万人（12.9%）である。そのうちパートタイムの雇用者は87万人で、パートタイマー全体に占めるSMIC労働者の割合は30.5%となっている。また企業規模別に見ると、SMIC労働者は中小企業に多い。従業員10人未満の企業におけるSMIC労働者は86万人で、これはこの企業層の雇用者全体の28.7%に達している。いっぽう従業員500人以上の企業では、SMIC労働者の割合は5.5%に止まっている。

企業規模別に見る SMIC 労働者数

従業員数	2007				2006		2005	
	全体		パートタイマー*		全体		全体	
	数	割合%	数	割合%*	数	割合%	数	割合%
1-9	86 万人	28.7	37 万人	44.7	93 万人	30.8	107 万人	32.7
10-19	17 万人	13.4	6 万人	24.6	19 万人	15.0	25 万人	17.4
20-49	27 万人	14.3	11 万人	33.0	31 万人	15.8	32 万人	16.4
50-99	15 万人	13.3	6 万人	33.6	17 万人	14.3	18 万人	15.2
100-249	15 万人	9.6	5 万人	22.8	17 万人	11.9	17 万人	11.9
250-499	10 万人	8.3	4 万人	25.3	11 万人	10.4	10 万人	9.8
500≦	31 万人	5.5	18 万人	20.2	39 万人	7.7	39 万人	7.7
<b>計</b>	<b>201 万人</b>	<b>12.9</b>	<b>87 万人</b>	<b>30.5</b>	<b>227 万人</b>	<b>15.1</b>	<b>248 万人</b>	<b>16.3</b>

\* パートタイム従業員全体に占める SMIC 労働者の割合

（母数は見習い、公務員、農業部門、派遣・臨時労働、家庭内労働を除く雇用者の全体）

出所：Dares

これらの数字の他に、Insee（国立統計経済研究所）の賃金分布調査をもとにして、仏雇用省はフランスの雇用者全体のなかでSMIC労働者がどのくらいいるかの推測値も示している（下表）。これには公共セクターも含まれているが、公務員には元来SMICは適用されない。しかし同セクターでも9.4%の雇用者は賃金がSMICと同程度である。この推測値によれば、2007年7月1日現在、SMIC労働者の総数は309万人に上る。

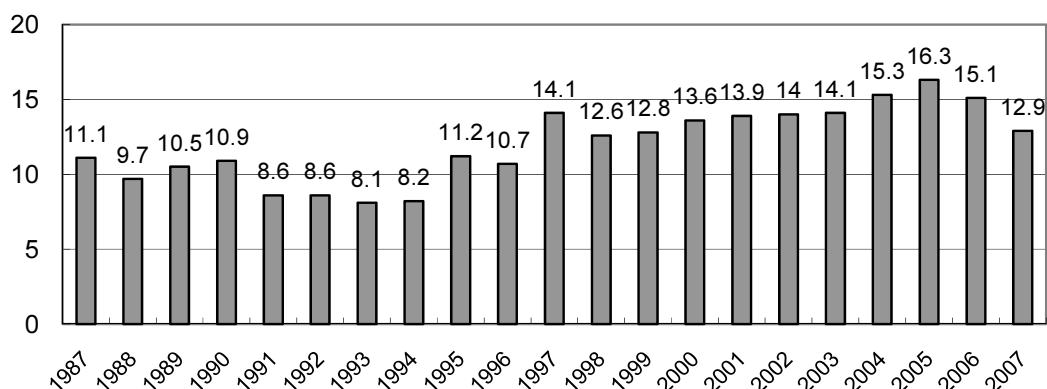
フランスにおける SMIC 労働者総数（2007年7月、推測値）

	雇用者数	SMIC 労働者の割合	SMIC 労働者数
民間企業（非農業、除派遣）	1559 万人 x	12.9% =	201 万人
派遣・臨時労働	72 万人 x	16.5% =	12 万人
農業	33 万人 x	31.3% =	10 万人
家庭内部門	71 万人 x	43.2% =	31 万人
国・地方自治体・公立病院	585 万人 x	9.4% =	55 万人
<b>計</b>			<b>309 万人</b>

出所：Dares、Insee

民間企業におけるSMIC労働者の割合は、2006年の15.1%から2007年には12.9%と大幅に下がっていることが分かる。これは2007年7月1日のSMIC改定率が2.1%と、2006年の3.05%に比べて低かったことが理由として考えられる。また、当局の奨励によって、業界ごとの賃金交渉が活発化の兆しを見せていることも、SMIC労働者の割合を押し下げる要因のひとつとなっている。

民間企業における SMIC 労働者の割合の推移（各年 7 月 1 日時点）



(非農業、除派遣)

出所：Dares

業種別に見ると、商業では53万4,000人がSMIC労働者で、これは同業種の雇用者全体の17.5%に相当する。また、対人サービス業（家庭内部門を除く）のSMIC労働者は43万3,000人で、同業種の雇用者全体の30.5%を占めている。SMIC労働者の約半数（48.1%）がこれら二業種に集中している。



業種別 SMIC 労働者割合（2007 年 7 月 1 日、％）

	2007	
	全体	パートタイマー*
農産物加工業	20.0	50.1
消費財産業	10.2	17.1
自動車産業	1.3	3.9
設備財産業	3.7	11.5
中間財産業	8.6	19.0
エネルギー	0.4	0.3
建設業	10.7	25.2
商業	17.5	33.3
-自動車修理業	10.6	32.6
-卸売業	8.9	22.0
-小売業・修理業	24.5	35.1
輸送業	5.7	14.2
金融業	2.0	5.3
不動産業	13.8	25.2
対事業所サービス業	13.5	37.4
-郵便・電信電話	0.9	2.2
-コンサルタント	7.2	24.3
-オペレーション	30.5	52.1
-研究開発	1.0	1.5
対人サービス業	30.5	46.9
-ホテル・飲食業	40.8	60.4
-リクリエーション・文化・スポーツ	7.0	11.6
-個人サービス	28.3	40.0
教育・保健・社会活動	9.4	15.8
自発的結社	10.7	18.9
<b>計</b>	<b>12.9</b>	<b>30.5</b>

\* パートタイム従業員全体に占める SMIC 労働者の割合

出所：Dares

続いて、個々の SMIC 労働者の属性について見ておく。まず、男女別では、SMIC 労働者の約 55％は女性が占めており、また、女性の雇用者全体に占める SMIC 労働者の割合は 21.5％と、それは男性雇用者の場合の約 2 倍となっている。すなわち、男性よりも女性の方が SMIC で働く可能性が著しく高いといえる。

男女別 SMIC 労働者の分布と割合（2002 年、％）

	SMIC 労働者の分布	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
男性	45.3	10.4	25.0
女性	54.7	21.5	34.1

民間企業（農業部門除く）

出所：Insee、Dares

年齢層別に見ると、若年者で SMIC 労働者の割合が高く、25 歳未満の全雇用者のうち 30.4％は SMIC 労働者である。また、同年齢層のパートタイム雇用者に限って見ると、実にその半数近く（45.3％）が SMIC 労働者である。

### 年齢層別 SMIC 労働者の分布と割合（2002 年、％）

	SMIC 労働者の分布	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
25 歳未満	14.7	30.4	45.3
25-29 歳	14.6	16.7	36.2
30-39 歳	28.1	13.4	28.4
40 歳以上	42.6	12.4	29.0

民間企業（農業部門除く）

出所：Insee、Dares

次に、SMIC 労働者の職業的状況についてみていく。まず、雇用契約に関しては、有期雇用契約（CDD）による雇用者の三人にひとりが SMIC 労働者であるのに対し、無期雇用契約（CDI）による雇用者で SMIC 労働者であるのは 7 人にひとりである。

### 雇用契約別 SMIC 労働者の割合（2002 年、％）

	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
無期雇用契約（CDI）	13.6	29.7
有期雇用契約（CDD）	31.2	45.6

民間企業（農業部門除く）

出所：Insee、Dares

一般的に、勤続年数の経過とともに賃金は上昇する。従業員 10 人以上の企業について見ると、勤続年数が 10 年以上で賃金が SMIC の者の割合は 5.6％に過ぎない。しかし、SMIC 労働者の賃金はなかなか上がらないというのも事実である。従業員 10 人以上の企業の SMIC 労働者全体のうち、勤続年数 10 年以上の者が 26.1％を占めている。もっとも、勤続年数に応じて支払われる勤続手当は最低賃金には含まれていないので、これらの労働者の実際の収入は SMIC よりも多いと考えられる。

### 勤続年数別 SMIC 労働者の割合（2002 年、％）

	SMIC 労働者の分布	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
1 年未満	9.0	20.2	33.4
1-2 年	19.2	16.4	30.2
2-5 年	28.1	12.7	28.5
5-10 年	17.6	10.8	26.0
10 年以上	26.1	5.6	13.5

従業員 10 人以上の民間企業（農業部門除く）

出所：Insee

学歴の程度と SMIC 労働者の割合の間にも相関関係があると思われる。SMIC 労働者の約 4 割は無学歴あるいは初等教育修了程度の者である。これに対して、何らかの高等教育の学位を有する雇用者のうち SMIC 労働者の占める割合は 2.4％に過ぎない。

### 学歴別 SMIC 労働者の割合（2002 年、％）

	SMIC 労働者の分布	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
無学歴・初等教育修了 (CEP)	39.5	19.0	32.9
中学修了 (BEPC)	8.7	13.2	29.1
職業高校修了 (CAP, BEP)	32.9	10.2	23.3
バカロレア (高校修了)	13.0	7.7	19.7
高等教育修了	5.9	2.4	8.2

従業員 10 人以上の民間企業（農業部門除く）

出所：Insee

最後に、SMIC 労働者の国籍についてみていく。フランス人に比べて外国人は約 2 倍の確率で SMIC 労働者となる。しかし、これは直接的には外国人の職能・資格と仕事の特性によるところが大きいと考えられる。

### 国籍別 SMIC 労働者の割合（2002 年、％）

	SMIC 労働者の分布	全雇用者中の割合	パートタイム雇用者中の割合
フランス人	91.0	9.5	22.1
外国人	9.0	17.8	36.8

従業員 10 人以上の民間企業（農業部門を除く）

出所：Insee

#### (2) 最低賃金と平均賃金の比較

2006 年にフランスの民間企業（半官半民企業を含む）においてフルタイムで就労する者の平均月給は額面で 2,583 ユーロであり、諸社会保険料徴収後の手取額では 1,941 ユーロであった。これは SMIC と比べると、額面で約 2.1 倍であり、手取額で約 2.0 倍である。

2005 年と比べると、消費者物価指数の上昇分を差し引いた平均月給の実質的な伸び率は額面では 1.0％、手取額では 0.4％であった。これに対して、SMIC の実質伸び率は額面で 2.6％、手取額で 2.4％となっている。

フランスにおける職種別・性別平均月給（ユーロ）

	平均月給（額面）		平均月給（手取）			分布（％）*		
	2005	2006	実質伸び率（％）	2005	2006	実質伸び率（％）	2005	2006
<b>全体</b>	<b>2516</b>	<b>2583</b>	<b>1.0</b>	<b>1903</b>	<b>1941</b>	<b>0.4</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
管理職	5051	5174	0.8	3777	3855	0.5	16.2	16.3
中間職	2552	2627	1.3	1926	1966	0.5	24.8	24.5
事務職	1751	1791	0.7	1340	1361	0.0	22.9	22.8
労働者	1839	1884	0.8	1403	1423	-0.2	36.0	36.3
<b>男性全体</b>	<b>2690</b>	<b>2759</b>	<b>0.9</b>	<b>2036</b>	<b>2076</b>	<b>0.3</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
管理職	5367	5505	0.9	4018	4112	0.7	18.3	18.3
中間職	2676	2754	1.3	2023	2066	0.5	22.8	22.6
事務職	1809	1849	0.6	1398	1416	-0.3	11.3	11.2
労働者	1882	1931	1.0	1436	1457	-0.1	47.6	47.9
<b>女性全体</b>	<b>2187</b>	<b>2251</b>	<b>1.3</b>	<b>1650</b>	<b>1686</b>	<b>0.6</b>	<b>100.0</b>	<b>100.0</b>
管理職	4174	4282	1.0	3105	3161	0.2	12.3	12.7
中間職	2369	2437	1.2	1780	1817	0.5	28.5	28.2
事務職	1723	1764	0.7	1312	1336	0.2	44.7	44.6
労働者	1577	1598	-0.3	1204	1211	-1.0	14.5	14.6
<b>SMIC</b>	<b>1186</b>	<b>1236</b>	<b>2.6</b>	<b>933</b>	<b>970</b>	<b>2.4</b>	-	-

民間企業（半官半民企業を含む）

\* 分布は実労働時間数による

出所：Insee、DADS（年次社会データ申告）

(3) 最低賃金と一般賃金の分布状況

2006年にフランスの民間企業（半官半民企業を含む）においてフルタイムで雇用される者のうち、10％は手取り月給が1,060ユーロ（D1）に満たなかった。一方、賃金ヒエラルキーの最上位10％では手取月給が3,084ユーロ（D9）を超えている。このD1とD9の格差は2.9倍で、2005年と比べて広がってはいない。なお、手取月給のメディアン値は1555ユーロである。

フランスにおける賃金の分布（ユーロ）

	全体		男性		女性	
	2005	2006	2005	2006	2005	2006
D1	1040	1060	1080	1099	985	1005
D2	1162	1186	1210	1232	1094	1119
D3	1272	1297	1328	1353	1186	1211
D4	1391	1417	1454	1480	1285	1311
<b>メディアン値</b>	<b>1529</b>	<b>1555</b>	<b>1598</b>	<b>1625</b>	<b>1403</b>	<b>1429</b>
D6	1699	1727	1781	1809	1552	1579
D7	1926	1957	2036	2067	1745	1776
D8	2286	2324	2449	2487	2011	2051
D9	3032	3084	3312	3363	2528	2585
<b>D9/D1</b>	<b>2.9</b>	<b>2.9</b>	<b>3.1</b>	<b>3.1</b>	<b>2.6</b>	<b>2.6</b>

民間企業（半官半民企業を含む）

出所：Insee、DADS

#### (4) SMIC 労働者の実収入

前述のように、労働者が受け取る報酬のすべてが最低賃金の算出に含まれるわけではない。特に、勤続手当、雇用の特性に由来する諸手当、残業に伴う賃金割増分は、最低賃金には含まれないが報酬の重要な部分を構成することがある。その場合、SMIC労働者でも、全報酬を時間当たりで見るとSMICを上回ることになる。実際のところ、ひとくちにSMIC労働者といっても、その実収入にはかなりの幅がある。2002年には、SMIC労働者の26%が時給に換算してSMICの1.3倍(1.3SMIC)を超える報酬を得ていた。

特殊な労働条件や労働時間編成を背景として、諸手当はいくつかの業界で特に多い。自動車産業、輸送業、金融業では、SMIC労働者のうち10人に約4人が実際には1.3SMICを超える報酬を得ている。一方、商業、不動産業、消費財産業、対事業所サービス業ではその比率は4人に1人に下がる。さらにホテル・飲食業では、実収入が1.3SMICを超えるのは、SMIC労働者の7人に1人である。

また年齢層別に見ると、若年者が得る諸手当は相対的に少ない。25歳未満のSMIC労働者のうち、実収入が1.3SMICを超えるのは5人にひとりに満たない。逆に、中高年者は勤続手当を得ていることが多い。

性別で見ると、女性のSMIC労働者のうち実収入が1.3SMICを超えるのは五人にひとりであるのに対し、男性ではその比率は三人にひとりとなる。これには、女性の雇用が諸手当の少ないサービス業に多いことが要因として考えられるが、それを考慮した上でも、女性のSMIC労働者は報酬に関して男性よりも不利な状況に置かれていると言わざるを得ない。

#### (5) 低賃金を対象とする諸社会保険料軽減措置

現在、SMICの1.6倍(1.6SMIC)を超えずに支払われる賃金については、諸社会保険料(疾病、老齢、労災、家族手当等)の使用者負担分が軽減されている。これは週35時間労働制の一般化によって高い方へと揃えられた最低賃金による労働コストの上昇を緩和するべく、2003年7月に導入された措置で、当時の労働大臣の名前を取って「フィヨン軽減」と呼ばれる。

当軽減措置は、企業規模に関係なくあらゆる企業に適用されるが、軽減率は企業規模によって異なる。従業員20人以上の企業の場合、軽減率は最高26%で、賃金が1.6SMICの場合に軽減率はゼロとなる。従業員20人未満の企業の場合では、軽減率は最高28.1%となる。

2005年には、このフィヨン軽減による諸社会保険料軽減分は総額で約170億ユーロに上った。

#### (6) SMICと協約最低賃金

業界ごとの団体協約はそれぞれ賃金表を設定している。理論上、協約最低賃金はSMICを下回ることがある。しかし、その場合でも、雇用者には最低限SMIC相当の報酬を支払わなけれ

ばならない。

協約最低賃金がSMICを下回る理由としては、当該業界における賃金交渉が構造的に滞っているか、直近のSMIC改定によって賃金表の下層がSMICに追いつかれてしまうことが考えられる。

2005年3月、労働大臣は団体交渉全国委員会（CNNC）の賃金小委員会で、協約最低賃金とSMICの逆転を是正するべく、業界ごとの賃金表を底上げするための行動計画を策定することを提案した。そしてその前段階として、2005年12月に協約最低賃金の現況に関する最初の調査が実施された。それによれば、建設・金属部門を除いた一般部門158業界中、60の業界でSMICを下回る賃金階層が設定されていることが確認された。

2007年9月に実施された最新の調査でも、一般部門160業界（労働者総数905万人）のうち、依然として71業界（同370万人）でSMICを下回る賃金階層が設定されていることが判明している。その大半を占める53業界では、協約最低賃金がSMICを下回る理由はSMICと協約賃金の改定のタイミングの差によるものといわれる。2007年7月1日には、60%以上の業界で一時的にせよ少なくとも最低の賃金階層がSMICを下回るという事態が発生している。しかし、業界によっては協約中にSMICと最低賃金を連動させる条項を含んでいて、賃金表を迅速に改定することが可能になっている。労働大臣はこの種の条項を一般化するよう労使に働きかけている。一方、SMIC改定のタイミングと賃金交渉のスケジュールにずれが生じていることも当局は問題視している。

その他の18業界（労働者総数約100万人）では、協約最低賃金がSMICを下回る理由としてはさまざまな困難が挙げられる。厳しい国際競争などその業界に固有の事情や、職階表の不在、賃金交渉の永続的な難航などによって賃金表の改定が妨げられてしまっている。

### 3 最低賃金をめぐる最近の議論

OECDによれば、フランスの最低賃金の水準は先進諸国のなかでも高く、ルクセンブルグに次いで二番目となっている（2006年）。このことは、フランス国内でSMICに関して主に二つの観点から議論を呼んでいる。ひとつは、フランスでは最低賃金レベルの労働コストが高過ぎるのではないかという問題である。これは比較的単純な雇用の増進を阻み、失業悪化を招きかねないとの懸念につながっている。もうひとつは、社会の「SMIC化（smicardisation）」の問題である。すなわち、最低賃金が相対的に高いために、賃金がSMICに止まる者が増え、正常な賃金ヒエラルキーが形成されにくい状況が生まれているのではないかというものである。

OECDは最低賃金の手取分が平均手取給与に比べてどの程度かという数字を示しているが、それによるとフランスでは最低賃金の手取分は平均手取給与の55%（2006年）を超えていて、その比率はアイルランドとベルギーに次いで高い。しかし、それは直接最低賃金レベルの労働コストの高さを示すわけではない。事実、同じくOECDによれば、フランスでは低賃金につ

いて使用者の諸社会保険料負担を軽減する措置が取られているために、最低賃金の労働コストは平均労働コストの39%（2006年）に抑えられている。これはOECD諸国中でも真ん中くらいの水準となっている。

最低賃金が高いか安いかは、簡単に断言できたり比較できたりする問題ではない。最低賃金を実際の生活に足りているかは、個々の家族状況や諸手当受給の有無などにも左右されるだろう。また、最低賃金労働者がフランスで相対的に多いことは、必然的に賃金ヒエラルキーがなだらかになることを意味しない。経済学者のフィリップ・アシュケナジ（Philippe Askenazy）は、むしろ最低賃金が相対的に高く設定されている国で、賃金ヒエラルキーはよりはっきりと表れていると指摘する。これらの国では、最低賃金が低く抑えられれば、逆に過度の賃金格差が生じると考えられるのである。

2007年の大統領選挙でも、SMICは重要な争点のひとつとなった。なかでも社会党のロワイヤル候補はSMICを月額1,500ユーロに引き上げることを公約として掲げ、選挙後に自らその実現可能性については懐疑的だったと告白するという一幕もあった。しかし、現行のメカニズムに従えば、SMICが月額1,500ユーロに達するのはそう遠い話ではない。果たして、フランスの最低賃金はその目的に照らして適正に設定されているのか。何か問題はあるのか。改革の必要はあるのか。2007年5月に就任したサルコジ大統領もその問題意識を共有している。

そこで、フィヨン新政府は2007年12月に、首相府の下に設置されている「雇用指針評議会（COE）」に対してSMIC改革諸点の是非に関する諮問を行ったところ、同評議会は2008年2月に答申を出した。これがSMIC改革の当面の行方を示すものと考えられている。以下に主要なポイントについて整理しておきたい。

まずCOEは、SMICが基本的な国民コンセンサスの一部分となっていることを認め、その存在や単一性は不可侵であることを確認した。それゆえ、生活費の違いを反映して経済的には意味があるとしても、最低賃金額に地方によって差を付けることはSMICの基本的性格に反するものとして退けている。年齢や業種による額の差異も同じ理由でCOEは認めていない。

SMICの改定に関しては、COEは政府と団体交渉全国委員会（CNNC）が生産性の伸び、付加価値の分配、企業の競争力、近隣諸国における最低賃金の伸び、賃金と雇用の関係、物価上昇、賃金構造の変化等についてより確かな情報を得られるようにするべきだと述べている。そのために、専門家からなる委員会を設置することを提言した。この委員会が、関係部局や諸研究機関によって提供された確かな情報をもとに、毎年政府とCNNCに対して望ましいSMIC改定水準について意見を述べるようにするというのがCOEの考えである。そして政府は専門家委員会の意見とCNNC内での議論を踏まえて、最終的にSMIC改定率を決定する。

SMICの引き上げをインフレ率にスライドさせるという基本的メカニズムについては、COEはそれを維持する見解を示している。ただし、COEのメンバーの中には、INSEE（国立統計経済研究所）が発表する物価指数の正しさを疑問視する声や、この種の自動メカニズムが高インフレの際に引き起こしかねない物価・賃金スパイラルへの懸念もあるようだ。

最後に、毎年のSMIC改定日については、それを現行の7月1日から1月1日へと繰り上げることをCOEは提案している。その背景には、業界ごと、あるいは企業ごとの賃金交渉の大半が年初に実施されているという事情があり、SMICの改定日を早めれば、業界ごとの最低賃金を設定する際にその年のSMIC額を参照しやすくなるだろうというのがCOEの考えである。

#### <資料>

仏雇用指針評議会「Le SMIC」（2007年10月23日「雇用・購買力会議」資料）

仏雇用指針評議会「2007年12月20日の諮問に関する意見答申」（2008年2月6日）

仏労働省労働総局「Inspection du travail en France en 2005」

Philippe Askenazy, 《SMIC : questions-réponses (1) (2) 》, *laviedesidées.fr*(2008/03/31, 2008/04/15)

Sabine Bessière et Stéphanie Depil, 《 Les salaires dans les entreprises en 2006 : une hausse modérée 》, *Insee Première*, n° 1174, janvier 2008.

Jean-Baptiste Berry, 《 Les bénéficiaires de la revalorisation du SMIC au 1<sup>er</sup> juillet 2007 》, *Premières informations*, Dares n° 10-3, mars 2008.

Pierre Cahuc, Gilbert Cette et André Zylberberg, 《 Pour un salaire minimum diversifié 》, *Le Monde*, 12 février 2008.

Brigitte Roguet, 《 Le coût de la politique de l'emploi en 2005 》, *Premières informations*, Dares n° 32-2, août 2007.